

静岡県告示第681号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃）使用禁止区域を指定したので、同条第12項により読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 伊東市対馬特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

市道三の原線と国道135号との交点を起点とし、市道三の原線を東進し、市道三の原線と市道吉田・ホテル線の交点に至り、市道吉田・ホテル線を東進し、県道伊東川奈八幡野線に至り、県道伊東川奈八幡野線を南進し、伊東市川奈赤入洞川に至り、伊東市川奈赤入洞川を海岸まで進み、海岸を南進し、伊東市富戸1221番地の14に至り、同地点から県道伊東川奈八幡野線を南進し、市道八幡野道線との交点に至り、市道八幡野道線に沿って南西に進み、伊東市富戸930番地の10に至り、同地点から北西に進み、光の村バス停に至り、国道135号を南進し、国道135号と県道中大見八幡野線の交点に至り、県道中大見八幡野線を北西に進み、市道池・十足線との交点に至り、市道池・十足線を北進し、県道遠笠山富戸線に至り、県道遠笠山富戸線を東進し、国道135号に至り、国道135号を北進し、起点に至る線により囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

2 安倍川河口特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

静岡市駿河区広野地区東名高速道路と市道丸子新田広野三丁目線（通称用宗街道）との交点（広野橋）を起点とし、東名高速道路に沿って東進し、市道南安倍町中島安倍川左岸堤線との交点に至り、同地点から同市道を南進し海岸に至り、同地点から海岸に沿って南西に進み、市道広野1号線を南に延長した地点に至り、同地点から同市道に向かって北進し、市道広野東土地区画12号線と広野旧県道線及び市道広野東土地区画11号線の交点に至り、同地点から市道広野東土地区画11号線を北進し、国道150号と県道静岡焼津線及び市道丸子新田広野三丁目線との交点（広野交差点）に至り、同地点から市道丸子新田広野三丁目線（用宗街道）を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

3 大井川特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

国道150号西島西交差点を起点とし、同国道を東に進み、焼津市市道（港湾道路）との交点に至り、同市道を南下し海岸線に至り、海岸線に沿って西に進み、大井川河口鳥獣保護区との接点に至り、同鳥獣保護区界を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和8年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

4 高田ヶ丘特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域（区域表示の変更）

市道深谷大平線と県道川上・菊川線との交点を起点とし、県道川上・菊川線を北進し市道榎下深ヶ谷線との交点に至る。同地点より市道榎下深ヶ谷線を北進し、市道池通り神尾線との交点に至る。同地点より市道池通り神尾線を東進し、市道深ヶ谷神尾原線との交点に至る。同地点より市道深ヶ谷神尾原線を南西に進み、市道深谷大平線との交点に至る。同地点より市道深谷大平線を西進し、起点に至る一円の区域

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和11年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

5 観音山特定猟具（銃）使用禁止区域

(1) 区域

観音山国有林165林班西側境界と旧天竜市境界との交点を起点として、同林班北側境界（旧天竜市境界）を東進し、南進して、同林班南側境界と旧天竜市境界との交点に至り、同地点から165、164、162林班の南側林班界を西進し、161林班との境界に至り、同地点から161、160、163林班の東側林班界を南進し、県道渋川都田停車場線に至り、同線に沿って西北進し、157林班の最西端との交点に至り、同地点から157、153、151林班の西側林班界を北進して旧天竜市境界に至り、同地点から旧市境界を東進して162林班東側境界との交点に至り、同地点から162林班の東側境界、164林班の北側境界、165林班の西側境界を経て起点に至る線で囲まれた観音山国有林一円の区域

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））

=====

静岡県告示第682号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づ

き指定した特定猟具（銃）使用禁止区域について、次のとおり指定を解除したので告示する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

1 飛鳥特定猟具（銃）使用禁止区域（平成27年10月30日 静岡県告示第821号）

(1) 区域

倉真川に架かる前側橋を起点とし、同所から県道原里大池線を北上し、池辺神社に至り、同所から同神社南側に沿って進み大池調整地西側を巡って、県道原里大池線との交点に至り、同所から同県道を北進し、県道焼津森線との交点に至り、同所から同県道を東進し、農道三ノ谷上段線との交点に至り、同所から同農道を進み、農道三郷後久線との交点に至り、同所から同農道を南進し、同農道の終点に至り、同所から南西進し、市道大谷1号線に至り、同所から同市道を南進し、県道焼津森線との交点に至り、同所から同県道を西進し、掛川市道五明縦断線との交点に至り、同所から同市道を南進し、下五明橋に至り、同所から倉真川右岸に沿って進み起点に至る線により囲まれた一円の区域

(2) 解除年月日

令和6年10月31日